

鶴岡市立湯野浜小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

<目的>

児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等に関する基本方針を策定し、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

令和7年4月18日改訂

（令和3年4月14日策定） 鶴岡市立湯野浜小学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校のいじめの防止等の対策に関する基本理念は、次の通りである。

- いじめ防止対策推進法第3条の規定に基づき、
 - ・ いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
 - ・ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
 - ・ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、市及び市教育委員会、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 関係者の責務・役割

（1）学校及び学校の教職員

- 法第8条の規定及び市基本理念にのっとり
 - ・ 学校に在籍する児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
 - ・ 学校は法第13条の規定に基づき、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定し、法第22条の規定に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という）を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

（2）保護者

- 法第9条の規定に基づき、保護者は、
 - ・ 子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
 - ・ その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護する。
 - ・ 国、市、市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

（3）学区住民

- 法第3条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策は、社会総がかりで取り組むべきものである。学区住民も、その対策においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者との連携の下いじめ問題の克服することを目指すよう努める。

（4）児童

- 法第4条の規定に基づき、児童はいじめを行ってはいけない。また、学校基本方針にのっとり、いじめの防止等の対策に主体的・積極的に取り組むようにする。

3 法が規定するいじめ防止等への組織的対策

(1) 基本方針の策定

- 本校では、法第13条の規定に基づき「鶴岡市立湯野浜小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 学校の基本方針の内容

- いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された学校基本方針の策定や組織体制・いじめへの組織的な対応・重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明確にするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取り組みを定めるものである。

(3) いじめの防止等のための組織

- ① 湯野浜小学校いじめ対策委員会
 - ・ 法第22条の規定に基づき、鶴岡市立湯野浜小学校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職・複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される「湯野浜小学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」）を置く。
- ② いじめ問題対応委員会
 - ・ 法第28条第1項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

4 いじめの定義

- いじめの定義は法第2条において以下のとおり規定されており、本校もこれに則るものとする。

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。

- また、この条文について、国基本方針には以下の通り説明がなされており、本校において条文を解釈する場合も同様とする。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- ・ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ・ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談または通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級、縦割り班、スポーツ少年団や学童保育所等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

6 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服

のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

(→ 詳細は **第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項** に示す。)

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、法第16条の規定に基づき、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(→ 詳細は **第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項** に示す。)

(3) いじめへの対処

- 法第23条第1項の規定に基づき、いじめがあることが確認された場合には、学校は、
 - ・ 直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
 - ・ 詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する。
- 等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を取る。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。
 - ① 法第8条の規定に基づき、学校はその連携の中心的役割を担うようにする。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ② 学校関係者とPTAや地域関係団体等がいじめの問題について情報交換及び協議を行う機会を以下のように設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
 - ・「湯野浜小学校PTA」：評議員会（PTA会長・副会長・幹事・学年委員長・地域部員）及び総会（全会員）
 - ・「湯野浜小学校学校運営協議会」：各委員（自治会長・町内会長・民生児童委員・関係団体の長 他）

(5) 関係機関との連携

- ① 市教育委員会との連携（第五ブロック担当指導主事、鶴岡市教育相談センター、スクールカウンセラー 等）
- ② 外部機関との連携（鶴岡警察署、庄内児童相談所、医療機関、学童保育所、放課後デイサービス等）
- ③ 第五ブロック小・中学校との連携（第五ブロック校長会・教頭会・教務主任会・生徒指導主任会等）
 - ・各学校の児童生徒のいじめ等に係る取り組みについての情報交換および対策等の共有を図る。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 湯野浜小学校の基本的な取り組み

本校は、いじめの防止等のため、学校基本方針に基づき「鶴岡市立湯野浜小学校いじめ対策委員会」（以下、「いじめ対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じ、以下の事項について推進する。

(1) 「学校基本方針」の策定

法第13条の規定に基づき、国基本方針、県基本方針、市基本方針を参考に、本校の実情に応じ、ど

のようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「湯野浜小学校いじめ防止基本方針」（以下、**学校基本方針**という。）として策定する。

① 学校基本方針を定める意義

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し児童が学校生活を送る上での安心感を与えると共に、いじめの加害行為の抑止につながる
- 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

② 「学校基本方針」の中核的内容

- いじめの防止
 - ・ 「学校いじめ防止プログラム」（取り組み方針設定、具体的指導内容のプログラム化等）を示す。
- いじめの早期発見及びいじめ事案への対処
 - ・ **「いじめの早期発見・事案対処のマニュアル」**（→ P. 16 ページ参照）
 - ・ 加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を、いじめの加害児童に対する成長支援の観点から定める。
- 「いじめ対策委員会」
 - ・ 本校では、職員会議および職員打ち合わせの際に児童理解の時間を位置づけることを基本とし、随時活動を行うものとする。
 - ・ 役割及び年間行動計画、組織の役割内容、年間のいじめの未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画、校内研修の実施計画等
- 校内研修の計画
- 学校基本方針の策定・実施・点検・改善

③ いじめの防止等のための取り組みに係る**達成目標**の設定

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組みの実施
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- 定期的または必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施
- 校内研修の実施

④ 学校評価の設定

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校教育法第42条並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第66条、第67条及び第68条にのっとり、学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を踏まえて実施する。
- 上記の③で設定したいじめの防止等のための取り組みに係る目標の達成状況について評価する。
- 以上の評価の際には、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。各学校は、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取り組みを改善する。

⑤ 「学校基本方針」に係る連携・参画

- 方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得る。
- 関係者との具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。
- いじめの防止等について児童の主体的・積極的な参加について定める。
- 学校基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、児童の意見を取り入れる。

⑥「学校基本方針」の公開と説明

- 保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるように、学校のホームページへ掲載する。
- 学校基本方針の内容を、入学時・各年度の開始時期に児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校いじめ対策組織の取り組み等

法第22条の規定に基づき、本校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となるよう「鶴岡市立湯野浜小学校いじめ対策委員会」を常設する。(以下、「いじめ対策委員会」という。)

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、必要に応じて、外部専門家(心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等)が参加しながら対応する。特に、次の①～③に留意して取り組むようにする。

① いじめの防止等

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。(全職員)
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を行う。(→教頭)
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。(→教頭・生徒指導主任・教育相談担当 他)
- いじめに係る情報があつた時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有を行う。
- 関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を組織的に行う。(担任→教頭・生徒指導主任・教育相談担当)
- いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。(→校長・教頭・該当職員)

② 「学校基本方針」に基づく各種取り組み

- 「学校基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正(学校評価の実施及びその結果に基づく改善等を含む。)を行う。
- 「学校基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 「学校基本方針」がいじめ対策委員会の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、その見直しを行う。
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童及び保護者に対していじめ対策委員会の存在及び活動が認識される取り組みを実施する。
- いじめの早期発見のために、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童から認識されるようにする。
- 市教育委員会から、いじめ対策委員会の役割が果たされているかどうか確認を受け、必要な指導・助言を受ける。
- 児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童がいじめ対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取り組みの改善につなげる。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制にする。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ対策委員会に報告・相談する。
- いじめ対策委員会に集められた情報について、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を行う。
- 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定める。
- いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることを目的に、学校の管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境

の醸成に取り組む。

- 「学校基本方針」の策定や見直し、学校で定めたいじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取り組みについて P D C A サイクルで検証を行う。

③ 組織構成

- いじめ対策委員会の構成員については、学校の管理職、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、教科担任、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定し、また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係の深い教職員を追加する。
- 法第22条に規定の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」については、可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、実効性のある人選を行う。
- いじめの未然防止と早期発見の実効性を高めるために、また、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、いじめ対策委員会に、児童に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を参画させる。
- 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにする等、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、いじめ対策委員会の構成を適宜工夫及び改善できるよう、柔軟な組織とする。
- いじめ対策委員会を実際に機能させるに当たって、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、「構成員全体の会議」と「日常的な関係者の会議」に分けて役割を分担する。

ア：「いじめ対策委員会A：校内における実効的組織（＝日常的な関係者会議）」

- ・ 定例職員会議及び毎週の職員打ち合わせの中で行っている「児童理解」の場をこれに位置付け、校内における日頃のいじめ事案や生徒指導上の課題に対応する機能を兼ねるものとする。
- ・ また、必要に応じて、随時、関係職員による「特別支援委員会（ケース会議）」をもち、個々の事案に対するチーム対応を推進する。

イ：「いじめ対策委員会B：構成員全体の会議」

- ・ 年間反省や学期反省で常に見直しを図り、いじめ防止の取り組みが計画通りに進んでいるかチェックや、いじめ事案への対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた方針や計画の見直し等、P D C A サイクルで検証し、本方針に反映させる。

- 重大事態の調査を学校が行う場合に、上記組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応できるようにする。

2 未然防止の取り組み

（１）いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「一人一人がかけがえのない人間である」「お互いに尊重し合わなければならない」という考えに立ち、すべての児童に道徳性と社会性を育むとともに人権を尊重する態度を身につけさせる。
- ② すべての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことを意識づけるとともに、いじめを傍観する行為もいじめと同等であることを指導していく。また、いじめに気づいた時はすぐに大人に伝えることが大切な行動であることを認識させる。
- ③ 学級活動や道徳教育、学校行事や体験的な活動の充実を通じて、コミュニケーション能力を高め、思いやりの心・感謝の気持ちを育てよりよい人間関係づくりを進めていく。
- ④ 学級活動や児童会活動等を通して、児童自身がいじめ問題の解決に向けて主体的に考え、行動していくことができるようにする。

(2) 未然防止の方策

①学年・学級経営の充実を図る。

- ア) 教師が受容的・共感的な態度で接し励まし認めていくことにより、児童一人一人のよさを発揮させ、自己有用感を高めていく。
- イ) 児童が主体的に取り組む活動を取り入れ(自己決定の場)、ルールを守り、活気にあふれた集団づくりを進める。
- ウ) 正しい言葉遣い・温かい言葉遣いが広がるように指導する。人を傷つけるような言葉遣いについては適宜指導していく。
- エ) 日常観察やアンケート、一日の振り返り、児童の表情や態度などから変化の兆候をつかみ、初期対応に生かす。

②授業における生徒指導の充実を図る。

- ア) 自己決定、自己存在感、共感的な人間関係を意識した授業づくりを進める。
- イ) 楽しい授業、わかる授業を工夫し、基礎学力の定着を図る。
- ウ) 児童同士が関わり、協力し、学び合う授業を工夫する。
- エ) 学習規律をしっかりと身につけ、集中して学ぶ態度を育てる。

③道徳教育の推進

- ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係の素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。
- イ) 道徳の時間の充実を図り、特に、思いやり・生命尊重の価値項目を重点価値として位置づけ、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

④学級活動の充実を図る。

- ア) 学級活動(1)では、生活の中から課題を見だし、自分たちで解決しようとする力を高める。そのことを通して、心が通い合う学級づくりにつなげていく。
- イ) コミュニケーション能力を高め、他者との関係を調整する力を高める。
- ウ) トラブルやいじめに直面した時の対処の仕方を身につけるために、ソーシャルスキルトレーニングを活用した活動を工夫する。

⑤学校行事・たてわり班活動の充実を図る。

- ア) たてわり班活動など、自分たちで考えて活動する機会を設け、自主性と責任感、思いやりの心を育てていく。
- イ) 砂の造形大会や6年生を送る会など、児童が協力して成功を目指す活動を通して、達成感や自己存在感を感じ取れるようにする。
- ウ) 自然教室や修学旅行など、グループ活動が中心になる行事では、企画段階からまよめの段階まで濃密な関わりが必要になる。この機会を捉え、望ましい人間関係の構築を図っていく。

⑥児童会活動の充実を図る。

- ア) 「あいさつ」「言葉づかい」「廊下歩行」の3つの重点活動に取り組むことで、明るく安全・安心な学校をつくらうとする意欲を高めていく。
- イ) 児童が主体的にいじめ問題の予防と解決に取り組めるような児童会活動を工夫する。

⑦情報モラル教育の充実を図る。

- ア) パソコンや携帯、スマートフォン、ゲーム機その他の端末を使用したインターネット接続について、適切な利用の仕方やネットトラブルの対処法を指導する。
- イ) 児童及び保護者に対し、情報モラルやネットを利用したいじめ問題について学ぶ機会を設ける。

⑧特別支援教育の充実を図る。

- ア) 発達障がいや特別支援教育に対する理解を深め、児童一人一人の状況や特性に応

じた具体的な支援を行い、安心した学校・学級生活が送れるようにする。

- イ) 障がいや差別され、いじめられることのないように、交流学习の場を設けたり、日常的に関わりがもてるような機会を設けたりするなどの手立てを工夫し、受容的な雰囲気づくりに努める。

⑨学校の未然防止策についての内容周知を図る。

- ア) 上記①～⑧の考え方について、入学時・各年度の開始時に児童や保護者に説明するようにする。

3 いじめの早期発見に関する取り組み

(1) 早期発見の方策

①教職員と児童との日常的なかかわりを重視する。

- ア) 休み時間や給食時間などの児童の様子、児童との会話を大切に、信頼関係の構築に努める。児童の言動等に気を配り、普段と異なる様子等が見られた場合は、教育相談など適切に対応をする。

- イ) 教育相談を年3回設定し、教師が児童とじっくり話し合うことができるようにする。(いじめアンケート、先生とハートフル週間)

②複数の目で見守る。

- ア) 教科担任制、TT指導を行ったり、荒れの兆候の見られる学級に対応したり、学級担任が一人で問題を抱え込まない体制づくりをする。また、クラブ活動や児童会活動、縦割り清掃等で見られる児童の様子について、担任以外の職員と担任とが日常的に情報共有する機会をもつ。

- イ) 教職員がいない時間、いない場所でいじめが起こりやすいという認識のもとに、級外教員を中心に休み時間や業間の校内巡視を行い、児童の様子を把握する。

③定期的にアンケート調査やQ-Uテスト等を通じた実態把握を行う。

- ア) えがおアンケートにより児童一人一人の状況を把握し、初期指導に役立てる。
- イ) 年2回のQ-Uを活用し、学級内の人間関係や学級生活への満足度等を把握するとともに、Q-U研修会を開催し、改善の方策をチームで考える。
- ウ) いじめ発見のチェックリストの活用と実施に取り組み、県様式を参考にして、アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施する。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことを日頃から指導し、児童に浸透させる。

②湯野浜小における「いじめ相談」への対応について、家庭や地域に周知する。

- ア) 学校の窓口を広く設定し、教育相談担当・生徒指導主任・担任・教頭等、話しやすい教職員の誰にでも相談してよいことを周知していく。
- イ) 学校の教育相談の他に、他機関の相談窓口の周知を行う。また、スクールカウンセラー等の相談も勧める。

(3) 保護者や地域・スポーツ少年団からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域・スポーツ少年団等に周知し、早期発見のための情報提供に協力を求める。年2回の保護者アンケートを実施する。

4 いじめ発生の場合の適切な対応

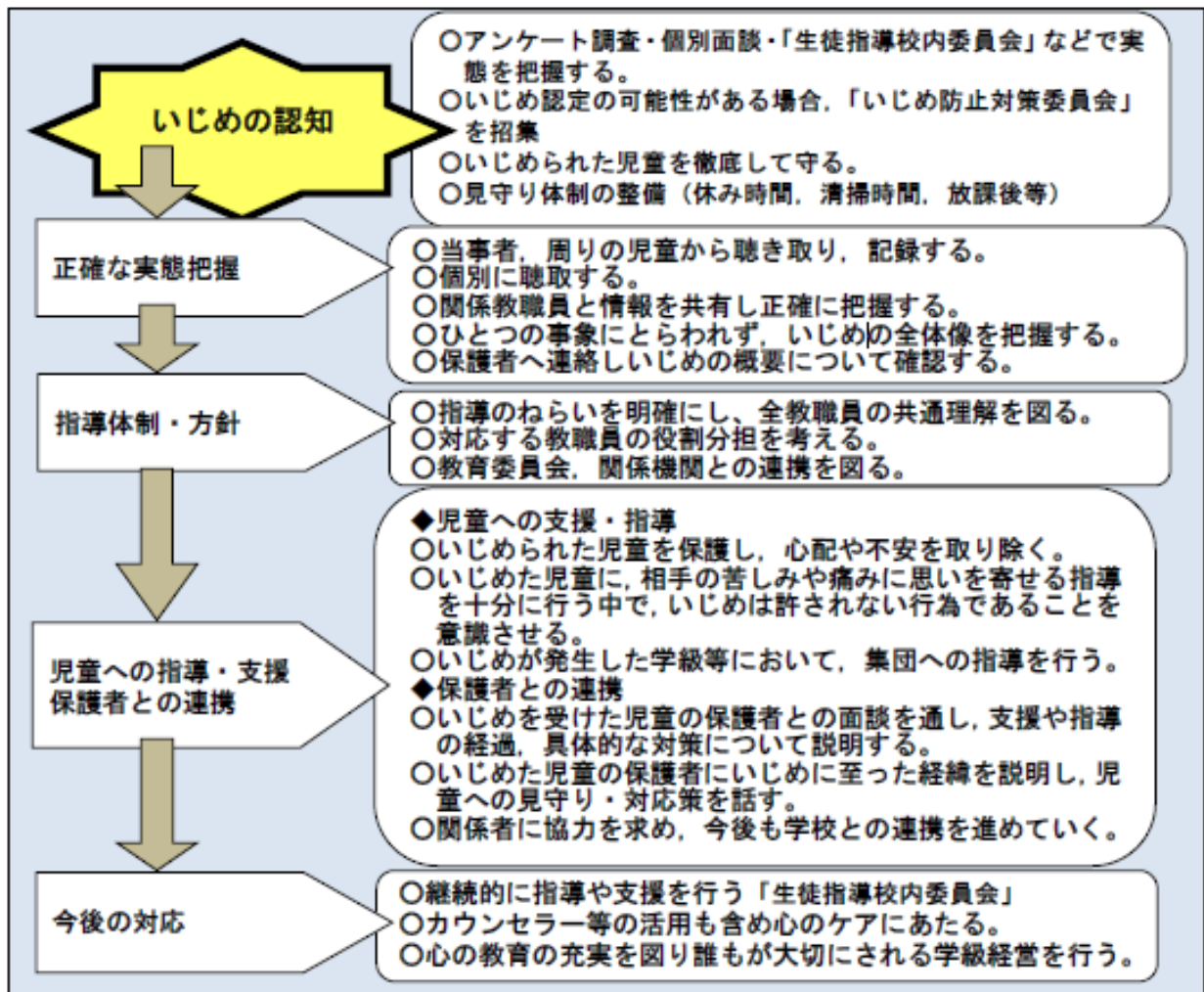
○ 学校における基本的対応

- ・ いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ・ 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ 学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等

の関係機関とも連携の上対処する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく「いじめ対策委員会」に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

（３）いじめと認知した場合の対応

①被害児童及びその保護者への対応

ア）いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

イ）いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

ウ）いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ）自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」（**Tell**：心配していることを伝える、**Ask**：自殺願望について尋ねる、**Listen**：気持ちを傾聴する、**Keep safe**：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

②加害児童及びその保護者への対応

ア）いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止にあたる。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ）いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱など、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑

み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。

ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解してもらうようにする。必ず、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報取扱に留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(4) いじめが「解消している」状態

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」及び「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、これらが満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。
- いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも3か月を目安とする。
- 学校の教職員は、少なくとも3か月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの解消について判断を行う。
- 学校の教職員は、いじめが解消したと判断されるまで、被害児童の心身の状況について観察・聞き取りを行い、いじめの解消に向けて1か月ごとの記録を残すようにする。
- いじめの被害の重大性等から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると判断される場合は、少なくとも3か月の目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」（あるいは

市教育委員会)の判断により、さらに長期の期間を設定する。

- いじめが「解消している」状態の判断に際しては、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有していることを自覚し、また、「いじめ対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、それを確実に実行する。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの防止等に関するその他の留意事項

① 組織的な指導体制

- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

② 校務の効率化

- 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整える等、校務の効率化を行う。

③ 学校評価と教員評価

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況（いじめの防止等のための取り組みに係る目標の達成状況を含む）について、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条、第67条及び第68条にのっとり、学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を踏まえ学校評価を実施する。なお、以上の評価の際には、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。
- 学校評価及び教員評価においていじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を中心に、例えば、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価する。

(学校評価の進め方)

学校では、評価項目に対して、教職員による「自己評価」を行い、次に学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行い、それらの自己評価及び学校関係者評価の結果を市教育委員会に報告し市連絡協議会において、その報告を踏まえつつ、「第三者評価」として専門的視点から評価を行う。各学校は、その結果を踏まえ、いじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

i) 自己評価の実施

- 「いじめ対策委員会」より、教職員を対象に自己評価を実施する。その際、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。
- 「いじめ対策委員会」は、自己評価の結果を踏まえ改善方策をとりまとめ報告書を作成する。

ii) 学校関係者評価の実施

- 学校いじめ対策組織外部委員、PTA役員保護者、地域関係者、接続する学校の教員等により、報告書（自己評価結果、改善方策等）の内容について、意見交換や活動観察等を通じて評価を実施する。
- 評価の結果について、学校いじめ対策組織がとりまとめる。

iii) 自己評価及び学校関係者評価の結果の報告

- 学校関係者評価の結果を踏まえ、必要に応じて、学校いじめ対策組織が改善方策等の見直しを行い、報告書（自己評価結果、学校関係者評価結果、改善方策等）を市教育委員会に提出する。

iv) 市連絡協議会による評価（第三者評価）の実施

- 各学校の報告書を踏まえ、市連絡協議会により、各学校のいじめ防止等の取り組み状況について専門的視点から評価を実施する。

v) 学校評価の公表等（各学校）

- 自己評価・学校関係者評価の結果と改善方策等及び市連絡協議会による評価について、各学校が定める方法で、保護者等への公表に努める。
- 翌年度の学校基本方針に、当該学校の学校評価結果の概要、あるいは課題を記述し、その改善を図るよう、学校基本方針の目標設定や具体的取り組み等へ反映させる。なお、そのような学校基本方針への学

校評価結果や課題の具体的な記述によって、学校評価結果の公表とすることも想定される。

(教員評価の進め方)

学校評価において実施される教職員の自己評価の機会を活用し、教職員個々がその自己評価結果を基に、課題を把握し、その改善に向けた取り組み案等をまとめ、それについて校長が必要な指導・助言等を行う。

i) 教員評価実施要領の作成

- 「いじめ対策委員会」が、ねらい、学校評価計画（学校評価と併せて教員評価を行う）、教員評価の実施方法、結果活用等を記載した教員評価実施要領を作成する。その際、市教育委員会作成の教員評価実施要領を参考にする。

ii) 学校評価における自己評価の実施

- 「いじめ対策委員会」により、教職員を対象に自己評価を実施する。その際、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考にする。

iii) 教員評価記録書の作成・提出

- 自己評価結果に基づく課題把握と改善取り組み案をまとめ、そのまとめと自己評価結果と合わせて教員評価記録書として、校長に提出する。その際、市教育委員会作成の教員評価記録書を参考にする。

iv) 教員評価記録書の活用等

- 各教職員による教員評価記録書を基に、校長が必要な指導・助言等を行う。

④ 地域や家庭との連携

- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることを通じて、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- 家庭訪問や学校通信等を通じて、いじめの問題について家庭との緊密な連携協力を行う。
- 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることや、「湯野浜小の教育を語る会」を活用する等、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態を知る

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師等の身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示版等を詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

（２）ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

- ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
- イ) インターネット上における特定の児童に対するなりすまし

②メールでのネット上のいじめの事例

- ア) メールを用いた特定の児童に対する誹謗中傷
- イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③SNSを利用したネット上のいじめの事例

- ア) SNSを利用した誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
- イ) SNSのネットワークのグループ内での「仲間はずれ」行為

④その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービス等の出現により、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

２ ネット上のいじめの未然防止

（１）情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

①教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

③教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会を行う。

（２）家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取り組みだけではなく、家庭や地域が連携・協力して未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取り組みを行っていく必要がある。そのために、市内の児童生徒のIT機器の使用状況・使用頻度等についての情報を把握し、学校を通じて保護者に児童生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

①学校における取り組みと連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

②家庭の取り組みと連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事

等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールについて話し合うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このような**ペアレンタルコントロール**により、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイト等を、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

③ P T A の取り組みと連携

P T A においては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたりして、独自のアンケートを行い、広報紙に掲載して啓発するなどの活動を通じて、ネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、必要に応じて保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど、P T A 活動の役割として複数を人選し依頼するなどして活動の意識化を図る。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取り組み

① 「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかりと把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

② 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知していく。

③ 家庭・地域、P T A によるネットパトロールの実施

保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。インターネット上で、児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導、助言を受けながら対応する。

◆ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

④その他

児童が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知を図る。

学校は、各授業や学校行事、児童会活動等を通して、主体的に正しい行動をするスキルを身につけるデジタル・シティズンシップ教育の充実を図り、正しい判断のもと、「マナーを守って使う」「考えられるリスクを知り、快適に利用する」など、適切な指導に努める。また、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(2) 早期対応への取り組み

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

①掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、児童・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめのサインを見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

学校においては、誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、スクリーンショットによる保存やデジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」
「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みナンバー等の記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

②警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等と相談しながら、状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

④児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。

イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。

ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

⑤チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか、もしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。

イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となること。

エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイト等の変危険なサイトにつながる場合があること。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合(自殺を図る、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な被害を被る、精神性の疾患を発症する)
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ※ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

(2) 重大事態の発生と調査

市教育委員会又は学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

市教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について適切に提供する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味 (法第28条1項第1号及び第2号)

- ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」については、不登校の定義を踏まえ、年間欠席日数30日を目安とする。
ただし、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は欠席日数が30日(目安)に達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に相当するか否かの判断を学校が行う場合は、市教育委員会と協議する。市教育委員会に報告相談する目安としては、病気やけがなどの正当な事由がなく7日以上連続して欠席している場合とする。
- ・ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

法第30条第1項の規定に基づき、学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、報告する内容については、以下を基本とする。

- 学校名および対象児童生徒の氏名、学年、性別
- 報告の時点における対象児童生徒の状況
- 重大事態に該当すると判断した根拠 等

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条に規定する調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。(詳細は、市教育委員会の判断に沿って進めることとなるので、市の基本方針を参照のこと。)

④ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について参加を図ることにより、当該調査の公平

性や中立性を確保するよう努める。

学校がその調査を行う場合には、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、市教育委員会と学校が協議し、市対応委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加え設置する。（詳細は、市教育委員会の判断に沿って進めることとなるので、市の基本方針を参照のこと。）

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

⑥ 調査実施に当たっての留意事項

（調査対象者、保護者等に対する説明）

- アンケートについては、市教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）、及び結果を被害児童・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童及びその保護者に説明した上で実施する。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒は噂や報道等に影響され、記憶があいまいになり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じる恐れがあることから、可能な限り、速やかに実施するよう努める。市対応委員会の立ち上げ等に時間を要する場合はあるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう市教育委員会及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも想定する。

（児童生徒等に対する調査）

- 被害児童、その保護者、他の在籍する児童、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。この際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

（記録の保存）

- 調査により把握した情報の記録調査により把握した情報の記録については、市対応委員会が実施した調査の記録の他、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第28条第2項の調査において、市教育委員会及び学校が取得、作成した記録を含む。なお、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて5年間は保存するが、5年を越えたとしても、当該事案への対応が終結するまで保管する。

（調査実施中の経過報告）

- 市教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

（分析）

- 調査においては、法第13条の学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。

(いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合)

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考に行う。

(不登校重大事態である場合)

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行う。

⑦ 重大性を踏まえた市教育委員会の支援

当該事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

⑧ 個人のプライバシーへの配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

法第28条第2項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明し、この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。また、加害者側への情報提供に係る方針については、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、市個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に行う。その際「市個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を適切に整理して行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重要性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

② 加害児童生徒、他の児童生徒等に対する情報提供

市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について、説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を報告する。市教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む。）とともに調査結果を説明し、事実関係を伝える。

報道機関等の外部に公表しない場合であっても、市教育委員会及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

③ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告に当たっては可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものになるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

④ 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を検討する。

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導などを行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

市教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法や国基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

第3 その他

この基本方針の見直しに関すること

- 本校の基本方針に沿って日々の指導・対応を重ねていくものとし、毎年度末の「年間教育反省」で検討を行い、随時見直しを図っていく。

学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動

- 放課後子ども教室の「はまっこ広場」、スポーツ少年団との定期的な連絡会により、連携を深め、児童の情報収集や指導方針の共有を図る。

いじめ対応チェックリストの作成

- 策定した「早期発見・事案対処の手順」を徹底するため、いじめ対応チェックリストを作成・共有し、年1回以上全職員で実施していくようにする。

＜取り組みの年間計画＞

	いじめ対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	○職員研修「児童理解」 ○学校いじめ防止基本 内容の確認 ※HP掲載	○学級びらき ○教育相談の取り組み について、保護者への 周知	○相談窓口の児童、保護 者への周知 ○身体測定	○七窪思恩園連絡会 ○授業参観、学級懇談 会、PTA総会での 「学校いじめ基本方 針」、教育相談の説明
5月				○学校運営協議会 ○教育相談日①
6月			○Q-U ※県いじめアンケート	○地域参観 ○PTA研修会 ※県いじめアンケート
7月	○いじめ認定会議 ○校内就学支援委員会	○先生と話そう週間 ○夏季休業中の生活指導 ○情報モラル指導 (ネットモラル)		○地域懇談会 ○教育相談日②
8月	○校内就学支援委員会	○いじめ防止標語応募 ○人権書道出品	○休み中の生活の把握 と不適應への対応	○七窪思恩園連絡会
9月				○通知表配付面談 (前期保護者会)
10月			○Q-U	
11月	○校内就学支援委員会 ○職員による学校評価 アンケート	○先生と話そう週間 ○児童による学校評価 アンケート (えがおアンケート)	※県いじめアンケート	※県いじめアンケート ○保護者による学校評 価アンケート ○教育相談日③ ○学校運営協議会 (湯野浜小の教育を考える会)
12月	○いじめ認定会議	○歳末助け合い募金		○教育相談日④
1月			○休み中の生活の把握 と不適應への対応	○七窪思恩園連絡会 ○民生児童委員会 ○授業参観 ○学級懇談会
2月		○「感謝の会」 ○6年生を送る会		○教育相談日⑤ ○学校運営協議会 ○通知表配付面談 (後期保護者会)
3月	○学校いじめ防止基本 方針の見直し			
通年	※ 職員会議や毎週水曜日放課後の職員打合せで、「気になる子どもの状況」について情報の共有を図るとともに、適宜特別支援委員会（ケース会議）を開催し、問題や困り感が拡大しないように組織で対応していく。 ※ いじめが発生した場合の対応については、いじめ問題対応委員会で共通理解を図りながら、対応していく。			

いじめ発生時の「湯野浜小学校」としての組織対応について

＜１ 児童の気になる情報をキャッチ＞

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① いじめられた児童や保護者からの訴え | ② 他の児童からの情報 |
| ③ いじめらしき現場を発見 | ④ 児童の言動からいじめのサイン |
| ⑤ 家庭や地域からの情報 | ⑥ アンケート調査等 |

＜２ 情報を受けた教職員は校内で報告＞ ※単独での判断・対応はしない。すばやく組織対応

- ① 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な報告書（記録）を作成
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等
- ② 発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長 のルートで報告を基本とする。

＜３ いじめ対策委員会（１）当該児童に聞き取りをする前に＞

- ① 構成員 ：校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭、発見者
特別支援コーディネーター
- ② 資 料 ：いじめ報告書、被害・加害児童に関する資料（家庭環境調査票など）
- ③ 会議内容： ＜原則＞ ※「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立つ。
※ いじめられている子どもの側に立って判断する。
ア) 事実確認のための計画（役割分担、聞き取り日時、聞き取り場所など）
・被害児童面接 ・加害児童面接 ・周囲の児童面接 ・保護者への連絡
イ) 事実確認の項目
・いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の様子）
・いじめの動機や背景 ・被害、加害児童の言動とその特徴
・保護者が知っていること ・他の問題行動等との関連

＜４ 事実確認の実施＞

※ 事実確認は速やかに。集約は文書にまとめる。

- ① 事実関係が確定するまで、対応会議のメンバーで情報交換をして、確認内容を集約する。
- ② 事実確認を行うときの留意点
ア) 被害児童に対して
・ 教師は被害者の見方に立ち、子どもを支える立場で接する。
・ いじめられていることを語りたがらない場合は性急にせず、気持ちに寄り添って話を聞く。
イ) 加害児童に対して
・ いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、受容的に聞く。
・ いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。
ウ) 被害児童保護者に対して
・ 保護者には直接会って面談をし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
・ 保護者の考えや求めが具体的に何であるかを確認して、話を終えるよう配慮する。
エ) 周囲の児童へ
・ 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断を伝えない。
・ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
・ 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

≪5 いじめ対策委員会（２）≫ ※状況によっては、校長（又は教頭より）市教委へ連絡する。

【会議の内容】

① 指導方針の検討と決定及び指導体制の確立

＜例＞（実際には、前担任・ＴＴ担当・教科担任なども考慮しながら対応する）

- ・ 被害児童担当チーム … 担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）
- ・ 加害児童担当チーム … 生徒指導主任、担任、心づくり部
- ・ 保護者との連携担当チーム … 教頭、教務主任、担任
- ・ 周囲の児童担当チーム … 心づくり部

② いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無を確認

≪6 いじめ解決への指導・支援≫

【被害児童担当チーム】

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた児童が安心できる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- ・ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

※ 自殺につながる可能性がある場合は「ＴＡＬＫの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

- ・ Tell：心配していることを伝える
- ・ Ask：自殺願望について尋ねる
- ・ Listen：気持ちを傾聴する
- ・ Keep safe：安全の確保

【加害児童担当チーム】

- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携して対応し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、場合によっては特別の指導計画による指導や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・ 状況に応じて、学校教育法第３５条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

【保護者との連携担当チーム】

ア) いじめられた児童生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・ 保護者の心情を配慮しながら、誠意をもって対応する。
- ・ 事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。
- ・ 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・ 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。
- ・ 具体的な対応と経過については、今後、連絡を取り合う中で説明することを伝える。

イ) いじめた児童の保護者への対応

- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・ 保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ 子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。
- ・ 保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。
- ・ 保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるように話をする。
- ・ 複数の教職員で保護者の対応にあたる。

【周囲の児童担当チーム】

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。（場合によっては全校指導も行う。）

《7 いじめ対策委員会（3）》

① 経過観察について

- ・ 「いじめのサイン（兆候）はないか。」「交友関係はどうか。」「意欲的に生活できるようになったか。」等の観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、「いじめられている」という本人および保護者の意識について、現状を確認する。

② いじめのその後についての検討

- ・ 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要はあるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取りに基づく）

※ いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む児童の集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

→ P. 4～第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

P.12 **4 いじめ発生の場合の適切な対応**（4）いじめが「解消している」状態

《8 いじめ対策委員会（最終）》

いじめが解決したと認定してよいかを検討する。

→ 解決していない場合は、《5 いじめ対策委員会（2）》へ戻り、再検討

→ 解決した場合は、前述の **第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項の**

2 未然防止の取り組み（P. 7）へ移行する。